

**東近江市総合運動公園布引体育館大規模改修工事（建築工事）
請負契約の締結につき議決を求めることについて**

東近江市総合運動公園布引体育館大規模改修工事（建築工事）請負契約を次のとおり締結するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市条例第65号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和6年10月31日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

- 1 契約の目的 東近江市総合運動公園布引体育館大規模改修工事（建築工事）
- 2 契約金額 453,200,000円
- 3 契約の相手方 滋賀県東近江市青葉町1番44号
株式会社奥田工務店 東近江支店
支店長 前田 浩之

提案理由

東近江市総合運動公園布引体育館大規模改修工事（建築工事）請負契約の締結について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。